

経済透視図

106

少額短期保険業界は、日本少額短期保険協会（東京都中央区）によると、約15年前に比べ、会社数は約2倍、契約件数と収入保険料は約3倍で着実に成長している。

2000年代前半、根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）において、マルチ

少額短期保険の動向

間収受保険料が50億円以下の規制がある。以下、運用資産の範囲が限定的であることな

多種多様な事業会社参入

ニーズに対応する保険商品を提供する担い手として参入可能な制度が適切であるとの観点から、財務局による登録制や最低資本金額、大した。

ニーズに対応する保険商品を提供する担い手として参入可能な制度が適切であるとの観点から、財務局による登録制や最低資本金額、大した。



坂本慎吾
副部長

SMB C日興証券 第二プライベート・コーポレート・アドバイザー部 副部長

生損保兼営可、商品審査の事前届出制など、通常の保険会社に比べ、一部要件が緩和されている。

事業者としては、大手生損保や金融サービス業者として、大費用保険やトラベルキ

無断転載・複写禁止